

「Go To トラベル」のビジネス利用について

重要なお知らせ

この度、Go To トラベル事業の支援対象となる旅行商品の基準が変更となり、11月6日以降のご予約分から、ビジネスや出張を目的とした旅行商品がGo To トラベル事業の対象外となりました。

それに伴い、2020年11月13日にGo To トラベル事務局からのお知らせを受け、下記の通りの対応をさせていただくこととなりました。予めご了承の上、ご予約の際にはご留意くださいますようお願い申し上げます。

- Go To トラベル割引適用のご予約につきましては、個人名を除く「会社名・法人名」での領収書の発行は致しかねます。
- Go To トラベル適用にてご予約を頂いたお客様で、会社名の領収証が必要な場合は、割引前の宿泊代金をご精算頂き、会社名での領収証を発行させていただきます。
(この際、ホテル発行の地域共通クーポン券は全てご返却頂く事となりますので、併せてご理解下さいますようお願い致します。)

※上記の場合で地域共通クーポン券を使用された場合は、追って事務局から地域共通クーポンと同額がご利用者へ請求されることとなります。

詳細については、下記にてご参照ください。

GOTO トラベル公式サイト

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020111301.html>